

監事監査報告書

令和2年 6月25日

学校法人明浄学院
管財人 弁護士 中井康之 殿
理事会 御 中
評議員会 御 中

学校法人 明 浄 学 院

監事 見 鳥 信 吉



監事 柊 家 小 鈴



私達は、学校法人明浄学院の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人明浄学院寄附行為第10条第2項に基づき、同法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における、業務及び財産の状況について監査を行いました。

私達は、監査にあたり、理事会及び評議員会に下記を除き出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、令和2年1月以降の理事会議事録・評議員会議事録を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

令和2年3月16日理事長職務代行者より民事再生手続開始の申立てを大阪地方裁判所に行い、同年3月31日に同裁判所から民事再生手続開始決定を受けた現状において、監査の結果、学校法人明浄学院の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

記

令和2年1月から理事会が適切に運営されなかったため理事会及び評議員会には出席できませんでした。

<追記情報>

今後再生計画案を提出し債権者集会において可決された後、同裁判所の認可決定が確定した上で再生計画が遂行され、理事会及び評議員会が適切に運営されることを望みます。

以 上